

平成26年第2回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成26年6月16日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 5番 金田裕二君（P13～P20）

No. 2 12番 上田秀人君（P21～P40）

No. 3 3番 南館かつえ君（P41～P46）

追加日程第1 議案第59号 福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）平成26年度施工西郷村甲子高原こども運動広場新設工事請負契約について

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	相川博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	参事兼 健康推進課長	皆川博三君
参事兼 商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	参事兼 企画財政課長	須藤清一君
上下水道課 専門主査	和知正道君	参事兼 学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局会長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	主幹兼 次長兼 議事係長 兼監査委員 書記	藤田哲夫
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程に入ります。本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第1、5番金田裕二君の一般質問を許します。5番金田裕二君。

◇5番 金田裕二君

1. 外資系企業による村内の土地取得について
2. 農業改革（農業委員会・農業生産法人・農業）について
3. 追原集落裏の大規模村有地の有効活用について

○5番（金田裕二君） おはようございます。5番金田裕二です。通告順に従いまして一般質問させていただきます。

けさも早く、大きな地震がありました。東日本大震災から3年3か月、今なお放射能から不安が払拭されない現実。さまざまな課題が浮上し、そして想定されない対応が迫られております。

それでは、質問の1番目。1月中旬に雑誌AERA、その後5月に日本農業新聞の一面に、そして6月1日の福島民友新聞の一面記事に掲載された、外資系企業による土地取得について伺います。

もとゴルフ場建設予定地、虫笠と段ノ原の間の山林に、再生可能エネルギーの一つである太陽光発電を目的に、約60ヘクタールの土地を昨年末に取得したと報じておりますが、まず、その経過と現況についてお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 5番金田議員の一般質問にお答えいたします。

質問の第1、外資系企業による村内の土地取得の経過ということでございました。おただしのように、この土地はもとゴルフ場予定地でございます。羽太と高助の中間に位置するところでございまして、上海電力がこの西郷村の土地を買ったということが出ておりました。これはソーラー発電ということでございます。

この取得をした事実は、この1月上旬に知ったところでございます。国土利用計画の届けが必要でございますので、この分のチェックということでわかったわけですが、少し時間過ぎてからということになりましたので、県からいろいろこの注意を受けたりしているということもございしますが、この間、ご指摘のように新聞あるいは雑誌等では出ておりました。

外国の資本が入ってくるのかと、ソーラーのみならずいろんな問題があるのじゃないかという、いろんなお話でございます。ソーラーということがわかりましたので、

ソーラーを発電をするといった場合のいろんな手続が必要であります。

本村も、この2月に入りまして、この上海電力日本株式会社ということがありますが、日本法人の代表が本村を訪れていると。この内容につきましては、従前はゴルフ場計画があったわけでありまして。それをこのソーラー発電にしていくということでございますので、この開発計画、開発を継続して、そして変更していく、地位の継承ということが出てくるわけでありまして、現在その手続をしているという段階でございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 現況は、そういった開発行為の変更の途上だというふうにお伺いしました。

当村に、ほかに外資系企業の土地取得というのがございますか。あったら、お示ししていただきたいなと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） ただいまの外資系の土地取得があるかというご質問でございますが、今のところ、外資系で新たに土地取得ということは出てきておりませんが、ただし、ソーラー関係に関しては台上地区に新たに土地の名義の変更があったとかいうのは、国土法関係の届け出で、出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 以前に、那須のT A I G Aカントリークラブ、あれは何か韓国企業というふう以前からお伺いしていたんですが、実際は違うんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ちょっとにわかなやつで、わかりませんが、おただしのおとりT A I G Aゴルフクラブは社長さん、韓国の人ですね。私もお会いしたことがあります。会社自体が外資系なのかどうかの資本の中身については、ちょっとわかりません。ただ、そういった外国系のことも、グローバルな経済になってきているという事実はございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 外資系が必ずしも悪いというわけではございませんけれども、やはり国内、しかも地元の企業がそれで商業として成り立ってやっているんなら最高なんです、やはりあまり私は好みません。という、いろいろ理由はあると思いますけれども、中国並びに韓国が最近日本との外交上いろいろ問題点を引き起こしておりますので、そういった危惧がされるのではないかなと不安が横切ったものですから、そう申し上げているわけでございます。外資系ばかりではなくて、国内の業者もいろいろとそういう開発行為に今乗り出そうと。西郷にはまだまだ活用されていない土地がたくさんあるので、そういった目もつけられるのかなというふうにも思っております。

事前取得について県に対して国土利用計画の届け出義務だけだということなんです、村に対して特段の協議や届け出も審査も何もないという状況が問題なのかなと

いうふうに思っております。国の法律の範囲の中で、村独自のそういった、事前に察知し協議するための条例案なんていうのは、村長のほうでどう考えているかお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 外国とどのように、このおつき合いといいますか、この経済自由の地球上においてということがあって、WTOいろいろあります。やっぱりこの宇宙船地球号、中曽根総理大臣が国連で演説しましたね。やっぱり世の中うまくやっぺいこうということですが、時として、その理想になかなかうまく合わない、そういった事実も出てくる。現在、今いみじくも申された中国、韓国との島の問題とかそういう問題もありますが、ただやはり私たちは、この外交上の問題についてもそういった理想主義者といいますか、そういう方向にいきたいというふうに思っております。

おただしのこの外国系の扱いであります。やはり昔、外国の土地所有を制限しようといった法律もあるわけでありまして。ただ戦前の法律で、現在はそういった施行令、そういったものがないということで機能していない。要するに制限はかけられないというのが大きな流れであります。

その中であって、ではどのように対応していくのか。議員も申されましたとおり3・11、あるいは地球温暖化、いろんな問題があって、エネルギーの問題はやはりこの再生可能そして地球の環境に影響が少ない、そういった中において、このエネルギーとして手にする必要がある。これは誰しもわかっているわけでありまして。

日本においては福島原発の事故があって、どのように対応するか世界は見ている。この原発のプラント、売るについてもいろんな問題がありますね。そういった中において、いかに再生可能、ソーラーはもちろんそうですが、その他の問題についてもやはり起電力を上げて、原発の扱いが完全にコントロールできるようになるまでの間は、やはりそういったものに代替していかなければならない。そのために我々はどう生きていくのか。産業のエネルギーが一番大変ですが、民生用においてもどのように節電をしていくのかといったことも頭に置いて、この対応をしていかなければならないというふうに思っております。

この土地がそういった状況だとするならば、今の国土法のあれは、土地の高騰とかに対応して、この土地の異動、そういったことを制限しよう。かつてゴルフ場がいっぱいできるときにも、やはり乱開発になつてはならんということで制限をかけましたね。これは県の条例でかけたわけです。そのためにはということになりますが、自由主義経済と、それから新たな技術を生むためにということで土地の利用も出てくるわけでありまして。しかし野放図にできるわけではありません。開発に関しましては、土地関係あるいは環境関係の法律がありますので、そのためのこの国土利用。まず土地取引等から入って、そして環境問題、防災上の問題あるいは周辺との関係、いろんな問題をチェックしなければいけないようになっております。具体的にそういった法の手続につきましては今後出てまいります。現在、地位の継承と、そういったこともありますので、それらと一緒に今後、この開発に関しての手続を経てということになり

ますので、そういったチェックはやっぱりしていく必要といたしますか、注意をしていく必要があるというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 再生可能エネルギーを国内問わず外国の方も起業参入する、私が一番、何というか、国内の原発に起因する再生可能エネルギーをどんどんこれから伸ばそうというのはいいんですけども、せっかく固定買い取り制度、キロ42円と、その単価の高い、外国に比べればかなり高いようですね。それを外国企業もその恩恵を受ける。当然、皆さん電気の利用者もその一部を負担しているわけです。負担したものを外国資本がそれをまくりをしていくというのは、何か納得いかないような点が若干あります。それはこれからいろいろ国のほうでも検討課題に入ってくるのかなというふうには思っておりますけれども、再生可能エネルギーをどんどんこれから進めていくということは大切ではありますが、何とかそういった乱開発になったり、あとは20年後、その残骸が放置されたままになるということのないように、あらかじめ協議ができる状態に、条例等でなおさらこれからも検討していただきたいと思っております。

それでは次に、質問の2番目に入らせていただきます。2番目は、農業改革についてであります。

農業規制改革ワーキンググループの発表した案が、政府や農業者や関係団体との承認をも経ず突然公表され、多くの関係団体が困惑したと報じております。

農業委員会の制度見直しや農業生産法人の要件緩和、農協制度見直しなど、中には必要と思われる内容も皆無ではありませんが、さらに協議や現場の意見の収集が必要なのかなというふうに思っております。

いずれにしろ、当村で決議する議案でもありませんし、私も関係団体の1人ですので、推移については注視してまいりたいと思っております。

村長には、今までの政府・与党の調整案や経過から、当村での農業振興を進める中での問題点などがあれば示していただきたい。さらに、将来のあるべき姿、ビジョンがあれば示していただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 質問の第2の中で、農業規制改革ワーキンググループの発表した、この案というお話がございました。

T P Pの問題が今、進んでおりますが、この日本がどのように経済社会において、あるいはそういった枠組みの中で、その産業、1次産業を守っていくのか、自給率を上げていくのか、そして農家の経済、これを維持していくのかということが一緒に考えられなければならないというふうに思っております。

このT P Pの帰趨、あるいは今般の問題は、戦後の農業がだんだん情勢が変わってきていて、法律がそれについていけない。そういった側面もある。かつ、このこれまでの農業の形態と、それから日本人の食生活、米を食べなくなってしまうと。あるいは外国依存といたしますか、非常に国内産よりも外国産の食料品が増えてきている。日

本人は食生活が変わってきたというこの大きな流れの中において、どのようにこの自給率と、それから農家あるいはこの第1次産業を守っていくのかということが、今回一番のテーマであります。

農業はこれまでも、おてんとうさま、天候、露地といったものが主体で、施設園芸もありますがやっぱり一番は露地栽培とありますが、このお天気との関係が一番ある。

そしてもう一つは、やはり戦後営々と先輩諸兄が築いてこられた農業用施設、ダムあるいは用水路、道路あるいは堰、いろんなことがあって、一つはやっぱり地域全体で取り組んでくる。農業者が手を携えてやってきたという事実もあって、なかなかこの仕組みは複雑、そして細かくなっております。その中において、農業協同組合法ができたり、やはり一人よりも一緒にやろうと、共同のこの目的を持っているということが前提にあって、ここまでいろんな法律が出てきました。共済の問題とか、今回出ている全中あるいは全農のこともそうです。

そういったことを現在どのようにしていくのか。小泉内閣以来、この規制緩和、この行政改革、もともと財政上の問題があったり、あるいはただいま申し上げたような環境の問題があって、それにどう対応していくかということを出ているわけでありませぬ。

ただ、今般この新聞等で見てみますと、なかなか急激な変化が予想されるようなこともあります。私が一番懸念していますのは、この地域によって守られてきた、そしてこの農村の風景、日本の国土の成り立ちが、そう簡単に変えられるのかといった懸念があります。その対応はもちろん国もいろいろやっておりますが、それが今回の内容と合致しているのかということについては、なかなかそう簡単ではないというふうに思っております。

外国との関係、もちろん農業の農産物だけではありません。その他の問題、二十数項目あって、品目数は大変ですね。そういったことと輸出・輸入の関係の問題も出てきます。そういったことの中においてということでもありますので、それがうまくいくためには、やっぱり現在の農業の状況、それをどう自給率と農家経済と第1次産業を守っていくという観点からの側面が相当高くなければ、やはりこの受け入れ、あるいは対応については、大変な問題が出てくるのではないかという気がしておりますので、私はこれまでの先輩諸兄がやってこられたこと、これからやっていこうとすることについては、やはり急激な変化よりも、それがうまくいくという確証が持てればもちろん応援いたしますし、後継者の問題、これから立ち向かおうとする若い人たちがやっぱり一番わかりやすく儲かる農業とか、あるいは代々受け継いでいける仕組みといったものが一緒にできていく、あるいはそれが保護される。いろんな意味で、この対応が万全であるように願って注視をし、さらにはそのための活動も必要でやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 村長が西郷村の農業振興のための施策の一部をいろいろ話していただきました。

今回の私なりに見ますと、農業改革は、企業の農地取得を容易にして参入しやすくするのが目的に見えてなりません。経済団体に有利にTPP問題が最終局面を迎える中、重要5品目など、うるさい団体の組織崩壊を意図しているのではないかなというふうに思います。

それが、今、村長が危惧されたように、地域まで崩壊されるようなことがあってはならないと思いますので、十分な協議を望んでいるわけでございます。村長にその点、もう一度ご意見を伺います。今の、村の崩壊しないような体制が。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 少し言葉足らずあったのかと思いますが、やはりこの一つは、なかなかコントロールできないこのお天気ということが一つ大きなテーマがあります。もう一つは、このデマンドとサプライのこの部分が、やはりこの価値を決めていくといったことが、国内においてのみならず外国製品によるということで、この2次、3次のこの問題を同時に解決していくというふうになります。

私たちはこれまでこの地域の特産、この気候風土あるいは先輩の技術、こういったものを最大限に使って、そして売りに行こうと。この儲かる農業をつくっていく。そのためには、この1次のみならず加工まで行くといった方向もあって、若い後継者の皆さんも、そういった方向で今動いている部分もあります。

そういったこの価格の問題と、それが恒常的にこの人生をかけられるのかと。単年度で結末が出る、つく問題ではなくて、農業を一つの人生の職業としてやっていく。そういったことに耐え得るやっぱり仕組みあるいは環境、そういったことをつくっていく必要があるだろうというふうに思います。

さらに、これが自由化が進んだりといったことになってくれば、やはり先ほどエネルギーの問題もありましたが、世界との問題になりますので、外交の問題の中において、この国内の条件が決まってくるということもございます。

お天気のほかにそういったことがありますので、やはりそれは、細かな着眼点をやっぱりさらに増やして、そしていろんな対応をしていく必要があると、きめ細かにやっていく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） なかなか奥の深い問題がありますし、まだ正式に国会を通過したわけでもございませんので、これから十分注視していきたいなというふうには思っております。

次に、質問の3番目に移らさせていただきます。

以前にも質問させていただきましたが、追原集落裏の村有地、ゴルフ場予定地だった土地約50ヘクタールは宝酒造に譲渡され、その後、信越半導体に売却され、現在に至っております。その隣接地八十数ヘクタールが、当時の開発事業者から村に寄附採納されてから数年経過しました。

当時私は、何の利用もしないのはもったいない、そういうことで森林公園等の何かそういった整備に活用してはどうかということで伺った経過があります。当時村長は、



十分検討したいという回答でしたが、どのような構想が描かれたかお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 質問第3、追原集落の北側にあります大規模村有地の有効活用についてでございます。

ご指摘のように、平成18年にご寄附をいただいたところでございまして、85ヘクタールを超えております。この広大な土地でございますので、どのようにということでございますが、いろいろこの土地利用、第2次産業あるいは第3次産業等の展開、やっぱり切り盛りがございまして、一部、民有地が入っております、全面村有地ばかりではございませんので、そういった方々との調整も出てまいります、大規模の、大ロットの部分があるということは、やはり大きな強みであります。

ただ、これも需要と供給の問題が出てきまして、やはり大規模な必要の場合は大規模な開発と造成の条件整備が必要となってまいります。

この活用につきましては、そういった需要に対する調査、あるいは供給する場合の財政的な支出、そういったものをいろいろ考えてやっていく必要があるだろうと思っております。

ちょうどこの企業所有地の隣接点でございますのでそういった関係、あるいは全く別な発想といいますか、この村民が望む、そういったものに転換できる可能性もありますので、いろんなことを調査研究して、そして対応していきたいというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 最近、福島市の花見山、震災前の来場者数をかなり今年は上回ったというふうに報道されました。除染も全部したようでございます。そういった安心感が増えた要因の一つではないかと思っております。

村民が親しめる里山構想。今、村で推進中のウォーキングコースとか、サイクリングコースとか、県大会や全国大会まで開催できる規模のパークゴルフコース、記念植樹がいつでも誰でもできるような花見山、観察林。それにあそこは一部に湿原もありますので、湿原にミズバショウ公園みたいのをつくったりとか、その他何でもやれる面積があります。観光客も村民もたくさん訪れて、村の活性化につながるのではないかなというふうに思っております。村民や多くの地権者の意見を聞いて、またプロジェクトチームなどを立ち上げることにしていかなものかと思い、村長に伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ただいま具体的にご提言ありまして、まことにありがたいと思います。今の花見山の件につきましては、村内の方々も、やはりそういったご意見お持ちの方がおります。近くに民地でおやりになる方もこの頃出てくるそうでありまして、まことにうれしいと思っております。

この追原のご寄附いただいた土地につきましては、やはりその趣旨も、村民のお役に立っていただきたいというお話でございます。

私は今回、村長選挙に際しまして公約を1つ掲げました。人生が一番活力と笑顔が

延長しますと、元気で、そして生涯を全うできるこのステージをつくり、いわゆるP P Kであります。これはこの長野県にその淵源があるわけでありまして、佐久市役所のこのP P K運動の概要を読んだりしますと、やはりだんだん経験を経て年ふりて、そして後輩の面倒を見ていく、その中において花鳥風月を友としといったときに、今言われたこの花見山の話のようなことが出てまいります。

県内においては花見山は有名ですが、北塩原村のあそこに桧原湖の湖畔に大桜の公園があります。これは結婚を記念しようとして、この山桜のすごいものを寄附するという公園でありまして、もう既に20年以上続いている。立派なといいますか、何ともいえないこの花の里ですね。それにはこの管理をされている方の名前が書いてあります。

今申されたのも、そういったことが頭におありになっているのかなというふうに思いますが、一つの中において、やっぱり健康で生きがいを持って麗しいこの人生をとった場合には、やっぱり食物、食べ物の問題あるいは運動の問題、あるいは生きがい、そして楽しみ、笑い、この笑顔があふれるといった日常がなければというふうになったときに、やはりそういったこの花鳥風月の一番の華といったものは、今のお話の花、である。あるいはそういったことを念頭に置いていろいろお話を承りながら、やはりそういったこの利活用。運動のやっぱりウォーキングコースもそのとおりです。ラジオ体操を活用しようとか、いろんなこの話があります。前の総理大臣も今、大分でラジオ体操をやっているのをこの前テレビでやっていました。やっぱり健康をどう保持して、そしてこのいい人生をやっていくかということ、なかなかほかからということよりも、みずから実践するということが必要でありますので、ご提言の趣旨をよく踏まえていろいろご意見をこれからも募っていきたい。必要であればこのプロジェクトといったものも出てくるのではないかなというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 前向きな答えをいただきました。里山、本当に日本の昔からの風景がだんだん失われつつあります。そこに村でも集中して保存して、子どもたちにも学習の場にもなるし、とっても癒やしの効果があるいい施設ができるのではないかなというふうに思っておりますので、そちらのほうも、できれば除染もしていただけるようなことがあればと思っております。

一日も早くそういったことができるように願って、そして風評も一日も早くなくなるように願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇ 1 2 番 上田秀人君

1. 再生可能エネルギー関連について
2. 教育行政について

○ 1 2 番（上田秀人君） 1 2 番、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問の 1 点目といたしまして、再生可能エネルギー関連についてということでございます。

以前から、私はこの再生可能エネルギーについて、この場において質問をしてまいりました。今回で 3 回目になるのかなというふうに記憶がございます。今回のこの小規模水力発電に関しては 2 回目というような記憶がございます。

以前から申していますように、原発に頼らないエネルギー政策の展開と、そしてさらには先ほど質問の中でも村長の答弁にもありましたけれども、いわゆる環境負荷の軽減、このことを目指すことが、私もやはり絶対に必要であるということを考えての質問であります。

今回も、この小規模の水力発電について伺いたいと思いますけれども、まずはじめに、村内の導水路、用水路を管理している水利組合、土地改良区などの組合数をまず伺いたいと思います。どのぐらいの件数があるか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 上田議員の一般質問にお答えいたします。

土地改良区の個数ということでございます。村内の導水路等を管理している水利組合、土地改良区の件数でございますが、水利組合は、明治堀水利組合、文久堀水利組合、女郎清水水利組合、原中水利組合、小田倉水利組合、堀川水利組合の 6 つでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 2 番上田秀人君。

○ 1 2 番（上田秀人君） 1 2 番。ただいま数をお示しをいただきました。6 つの組合があるというふうに答弁でございました。

では、この組合が管理をしている水路図というものが村にあるのかなというふうに思います。あとは、この 6 つの組合が管理をする、その流域というのですか、管理区域の面積的なものがわかれば、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん範囲というのにはありますが、今、面積と路線網については直ちにお出しすることできないので、後でそれはお知らせいたします。

○議長（鈴木宏始君） 1 2 番上田秀人君。

○ 1 2 番（上田秀人君） 1 2 番。では、水路図と、あとは管理しているその区域、面積等については後からお示しをしていただきたいなというふうに思います。

では、この管理されているこの 6 つの組合に加入されている戸数というのが、結局は農家を離農されたり何だりする方が多いというふうに理解をしますので、残念な話なんですけれども。そういった中で、加入戸数がどのように変化をしているのか。減少傾向にあるのか、それとも維持されているのか、その部分はどのようになっている

のか伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 減少傾向にあると思います。おただしのとおり、宅地の返還、あるいはこの権利の移動等がありますので、減っていると思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。「減っていると思います」、思いますということで、村ではこの戸数というのは掌握されていないんですか。それはどうなんですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のところわからないというわけです。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 掌握はされていないけれども、傾向としては減少傾向にあるということで、構成されているその戸数が減っていく、組合員の数が減っていくということはかなり、この導水路を管理していく上で大変な負担とかが、もろもろのものが出てくるのかなというふうに思います。日常の管理、水を流すためにその草刈りをする、土砂上げをする、さらにはその水路を改修するに伴っての費用分担とかというのは、かなり負担が大きくなっていく傾向にあるのかなというふうに思います。

そこで伺いますけれども、この6つの組合などに村が支出をしている、いわゆる今申し上げましたように、水路の補修をするための費用の負担、これについてその補助金やいろんな形でこう出しているのかなというふうに理解をしますけれども、この金額について、わかる範囲でお示しをいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村が補助をしている団体であります、6つのこの水利組合のほか、土地改良区が、阿武隈上流土地改良区と西郷村土地改良区がございます。

西郷村土地改良区には、運営事業補助金として毎年600万円の補助をしているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。先ほど説明があったその6つの土地改良区、そして新たに今2つ、阿武隈上流土地改良区、2つ示されましたけれども、それでその運営費が600万円ほども補助を出しているというお話でしたけれども、その8つのこの組合が管理をしているその水路、この維持補修に関する費用、これについて村は今ほどのぐらい支出をされているのか伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 水利組合そのものに対してはやらない、この西郷村土地改良区だけの補助であります。事業はその他もやりますが、個別のやつについては補助についてはないというわけであります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 補助としては出すけれども、補修に対しては出さないと、出し

ていないということですか。明確にお答えください。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

補助事業としては出しておりません。もし、維持管理のほうにつきましては、行政区長等からの申請があれば、それに対応しているのが現実でございます。

（「金額を示してください」という声あり）

すみません、組合ごとの金額はちょっと今把握しておりませんが、小規模導水路工事ということで、水路のほうを積み上げれば出るかと思いますが、ちょっとお時間ください。後の資料といたしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。議会ごとに補正予算等々見ていると、小規模導水路の補修事業ということで金額がその都度計上されているというのは理解をしております。それをどの水路にどのぐらいの費用が支出されているのかというのは、村ではわからないということで理解をします。後ほど示すということで、この場合はちょっとおさめたいと思います。

では、今後、その水路についてどのような計画で進めていくのか。水路自体を、今回私ずっと見て歩きました。かなりこう傷みの激しい水路、かなり危険な部分もある。またその防護柵がないとか、いろいろもろもろな点があるかと思いますが、そういう面で、村はどのような計画を進めて、どのぐらいの予算を今後水路に支出する計画をされているのか、考えがあればお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほどの農業の維持管理の中でも申し上げましたが、やはり地域といったことで、この集落農業といったものがこの基礎にあるわけでありまして。それをこの共同作業が大規模になったりといった場合は、この事業を起こすというふうになります。

村としてその全体をどう見ていくかというふうになりますと、まず通常、大雨等の被害があった場合は、災害復旧事業で一つ対応いたします。これは迅急性がありますので直ちにやる。それからこの用水路、排水路で大規模なものについて、この宅地との混在等がありますので、なかなか農業だけというわけにはいきません。排水路等につきましては、補助事業、県営事業等でやっています。一部、用水と排水が一緒になっているところもありますね。そういうものについては、やはりこの供給をしながら、あるいは排水も一緒に最終的に1級河川に導く。導水の管理に続きまして、それは土水路である場合はやっぱり水路装甲が必要だろうといったことでもありますので、この管理の度合い、あるいは災害の発生の部分、そういった状況を勘案して、その優先順位をつけて、そして大規模なものは県営事業、あるいは市町村の単独事業、そういったことで対応していきたいというふうに思っています。

日ごろのこの維持管理、水利等の日常の水管理等につきましては、もちろん個人あるいは地域ということになっていくだろうというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。話がかなりこう混雑してきているんで整理したいなと思うんですけども、今、災害対応のお話があったり日常管理の話がいろいろ出ていましたけれども、まずその水路がございます。村長が先に言われたように、その災害で万が一壊れたとか、それは災害対応されるというのはわかるんです。でも水を流している、流さない、冬期間で流さないでおくことによって傷みが発生するというのも聞いていますけれども、それによってその凍結とか何かによって水路が壊れていく、そういうメンテナンスはどうされるのか。

あとは、その安全面で防護柵がないところをつけましょうとか、いわゆる今まで畑だったところに住宅が点在してきて、小さな子どもさんがいることによってその安全策を、安全を確保しましょうということということで防護柵をつけるとかという、そういう3つの観点からこの水路というのは考えていかなければならないと思うんです。

そうすると、災害は、災害が発生したときにきちんとその予算をとって対応すべきだというふうにわかります。ではその手前の2つ、日常的なその破損した場合の修理とか、あとはその安全策の防護柵をどうすると、そういう計画について村はどのような考えでどのような予算措置をとられていますかということをお伺いしています。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 日常の水管理等については個人だというふうに思います。それから、協同でやるべき例えば水路、今言われたとおりこれはこの受益範囲が何町歩もあるといった場合は、それに関連する方々がやります。この管理をする。ただ問題は、土水路等で流速が激しいのでこの法が崩れてしまうといった場合は、なかなかこのU字溝を入れるというような大規模になった場合は、やっぱり補助事業とかあるいは村のこの援助を頼むといったことも出てまいります。そういったことの優先順位をつけて、村は単独の事業を起こしていくというふうになると思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今の説明を聞いていますと、簡単に要約をしていけば、日常的な管理はもう民の力に頼っていると、いわゆる受益者の方にもお願いしているというふうに理解をするわけでありまして。さきに5番の質問の中でも話が出ていましたけれども、地域崩壊の危機が大分こう近づいてきているのではないかと、私もそのように感じています。実際に農家をされている方の状況を見てみると、高齢化が進んでしまっている、残念なことでありますけれども、そうですね。そういった中で、かなりこう宅地が進んでくるということで、農家の方も減少傾向にある。そういった中で、この管理をこのまま民の力を活用していくというのは非常に厳しいのかなということで、今回質問を上げたわけですが、いわゆる私が前から申し上げているのは、いわゆるこの導水路などに水力発電機を設置を行って、そのまま発電をした電気を売電することによって得る収益で、その水路の維持管理費に充てていってはどうかなというふうに考えたわけでありまして。このことは一時的なその村の補助金に

なるのか、負担金になるのかわかりませんが、その設置する機械の設置費用というのは莫大なものが見えてくる部分もあります。しかしながら、長いスパンで考えていけば、それは将来的にはペイできるのかなというふうに考えるんですけれども、そのことについて、村長はどのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それはいい話だというふうに私も思います。この土地の所有権の問題と管理の問題、それから農家戸別の収入になりますと、共同となかなか相入れない部分があって、どこまで共同でやるか、それが土地改良法といった、みんなでやろうということの趣旨であります。

しかし、この日常の部分が言われたとおり限界集落になったり農作業をやる人が減ってくる、結局、堰の管理、堰上げ、あるいは土砂の撤去、なかなか大変ですね。それが続くのかどうかは言われたとおりです。なかなか容易ではありません。では誰がやるのか、ではみんな儲かっていれば、このお金を徴収して、それで機械を頼んでプロに頼もうと。しかしなかなかそれは容易ではない部分も出てくるだろうと、これも読めます。

水力発電をして、売電収入をもってその経費に充てる、これも一つの考えでありますので、それは今後出てくる可能性がいっぱいあります。私もいろいろお聞きしますが、一つはやっぱり起電力を上げていくという研究が、今この発電装置になされているようであります。それから42円といったものが20年の限定であること、それからということがいっぱいあるんですが、やっぱりそういったことをクリアしていく、乗り越えていくといったものが制度として出てくる。あるいはそれを運営する地区、さっきの組合、あるいはそういった団体がそれを運営できる簡易な方法といいますか、維持管理の方法も含めて、そういった手段が講じられる、そういったことも条件となってくると思います。

方法とすれば今いろんな研究がなされていたり、あるいは試行錯誤、那須塩原の土地改良区も今やっていますよね。ああいったところもありまして、全国的にもその方向で進んでいるところありますので、よく今のビーバイシー、土地と効果の問題を見て、早くこの今のめどがついてほしいと思っているところでございます。まだいろいろ研究の余地はあるようでございますので、よく研究をして、そしてできれば本当におただしのとおり、そういった方向へ進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまの答弁を聞いていて、去年の9月だったと思うんですね、私この質問したのが。そのときと同じ答弁なのかなというふうに今思います。そのときも多分、調査研究すると。そのときには、西郷には4つのダムがあり、あと、ため池があって、水はその使えるというお話でしたよね。今の答弁とほとんどぶれていないというのがすばらしいなと私、理解します。

ただ、そのときにもやはり、調査研究されますという答弁をされました。私、今ふと思ったのは、約半年ちょっとですか、この期間、ではどのような調査研究されたの

かなというのが、まず1つの疑問点なんですけれども、どのような調査研究されたのか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私も手元にといいますか、いろんな資料をもらっております。発電したものが今、富士電機でしたでしょうか、180万円で一戸の、どのぐらい賄えるかといった研究が、あるいはこのほかの土地改良区でやっている分があるというんです。起電力がまだちょっと足りない気がします。

おただしのように、このソーラーのこの街灯とか何か出ていますが、やっぱり家庭内の大電力を賄うためのこの発電の装置については、なかなかそう簡単ではない。土地改良区があるいは組合が、どこまでこの事業として起こせるのかということで今の問題は出てまいりますので、もちろん、電気会社とか等の研究も進んでおりますので、まだそれを見ているという状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。電力のその力の大きさ、ワット数のお話だったと思うんですけれども、そこにまずとらわれてしまうと、この話は全て消えてしまうのではないか。

大型の発電、いわゆるメガ水力発電と言われるようなものは、いわゆる電力会社にお願ひしておけばいいのではないかなと思うんです。私はさきに申し上げたように、いかにこの西郷村のこの原風景ですよね、水路を守りながら、この環境を維持しながら、そしてさらには環境に優しいということで、小規模の水力発電を今回は導入すべきではないかという論点のもとに話を始めた。それがそのいわゆる電力の力の大きさになっていけば、法律的なものを考えていけば、西郷にも水力発電所ありますよね、6,000ボルト発電します真船発電所。ああいうところに任せておけばいいのではないですかと思ってしまう。

私が言っているのはそうではないと。先ほどから言っているように、その地域崩壊の危機に今ある。そういったものをでは防ぐためには何が必要なのか。いわゆる将来的にその負担ばかりを考えていったときに、その組合維持は難しいと思いますよ。そこで、ほんの少しでも収入を得ることができる、それをもとに、その原資をもとに、ではその組合を維持していく、そういう目的も必要ではないかと。そういう細々したものが積み重なって、この西郷村の景観を守っていけないのではないかというふうに考えるわけです。そのような考えのもとに今質問をしているわけです。

そういった中で、今の、いろんな資料を見ながら調査研究をしているというお話でございましたけれども、ではさらにもう一つ伺いたいんですけれども、その質問の中で、多分、西郷村の地域新エネルギービジョンという中で、西郷村新エネルギー推進会議というものがあったというふうに思います。この会議の中でどのような話がされましたかと、私聞きました。実際にそのときにはまだ現実には立ち上がっていないというふうな答弁をいただいたという記憶がございます。その後また時間が経過した中で、いわゆるその再生可能エネルギーというのが今着目されている中で、その推進協



議会を開催されたのか、まず伺います。いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） ただいまの質問にお答えします。

西郷村の新エネルギー推進会議、これが何回開いたかというご質問でございますが、この西郷村の地域新エネルギービジョン、これの策定が平成23年2月に策定されまして、その後3月に東日本大震災がございまして、その後の対応でこの西郷村新エネルギー推進会議、仮称でございますが、これに基づいて、その今後の新エネルギーを推進していくということでございますが、この会議についてはまだ設立はしておりません。

ただ、導入スケジュールの検討の中で、震災以降、新エネルギーに関する、自転車を利用したエネルギー、こういったものを文化センターに展示するなどして啓発活動を行ってまいりました。そのほか平成24年4月から、西郷村に導入しやすい太陽光発電の補助を実施したり、これらに関しては対象エネルギーにおいては推進してまいりました。

この小水力とか風力に関しては、中長期的な導入スケジュールでございますので、今後これらを導入するに当たっては、この西郷村新エネルギー推進会議、これを設立して、その中で検討を図って推進していくということになっておりますので、今後そのような対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。質問に入る前に、ただいまの休憩中に西郷村主要排水路図というものをいただきました。村全体の地図の中に、赤い線でこの水路図が示されているというふうに理解をするんですけども、非常に不親切なつくり方だなというふうに思いますので、今議会中で結構ですので、各議員のほうに配っていただきたいなと思うんですけども、まず配っていただくための要望としまして、先ほど6つの土地改良区、組合とか合わせますと全部で8系統ですか、明治堀、文久堀、原中、小田倉、堀川とかいろいろございましたよね。これを各色別にしてこの図面に表示していただいたほうが非常にわかりやすいのかなというふうに思います。これは各議員もわかっていたほうが、私は今後のためになると思いますので、資料請求をいたしますので、議長におかれましては対応よろしくお願ひしたいと思ひます。もし間に合うのであれば、先ほど私申し上げましたように、流域の区域、それもこの図面に示して

いただければというふうに思います。よろしくお願ひしたいと申します。

○議長（鈴木宏始君） 議長においては、然るべく取り計らいます。

○12番（上田秀人君） よろしくお願ひしたいと申します。

では、質問に入りたいと申します。

ただいま、企画財政課長のほうから答弁をいただいたんですけども、まさに昨年9月の答弁と内容が一緒だなというふうに私思うんです。先ほど来ずっと私思っているのは、やっていないんであればやっていないと、はっきりお答えになったほうが、私ら議会に対しては親切だなというふうに申しますよ。つくりました、その後、大震災が起きていろいろなことがあって会議が持てませんでした、その理由はわかっています。ただそれ以降、この再生可能エネルギーに対しては、国も県もさまざまな今アクションプランを立ててやってきている。そういった中で、私は、会議を持ったのですかということをお聞きしました。ところが、答弁は昨年9月と同じ答弁でした。一言ですよ、やっていませんでした、その一言で終わったはずですよ。ところが同じ答弁をされたのでは、時間的な浪費になってしまうのではないかなというふうに申します。だからやっていないことは十分にわかりました。

私申し上げましたように、この水力発電に関して、先ほどの規模の大きな話とか、今までしましたけれども、今ちょっと資料を見てみますと、この水力発電の形態によって6つの区分になるそうです。大水力、中水力、小水力、ミニ水力、マイクロ水力、ピコ水力というふうに6段階に分かれていくそうです。私はこの議会の中で申し上げているのは小水力ということで、1,000キロワットから1万キロワットの発電量、発電するその機械を水路に設置をしてはどうかということをお話をしています。

このことに関しても、県のほうではかなりいろんなものを出しております。平成25年2月、県のほうで福島県アクションプランということで、プランをまとめたものがございます。小水力発電の導入促進支援ということで、地域主導により行う小水力事業のモデル地区を設定し、事業実施に向けた計画づくり等を支援すると。この中に、先ほど村長の答弁にあったような、河川法の許可手続の簡素化及びダム水路主任技術者の資格要件の見直し、規制緩和を国に働きかけていく、市町村及び土地改良区が所有する農業水利への導入を支援する、こういうことが昨年の2月に県はプランをまとめているんです。

こういうものを拾い出して、村はいわゆるその新エネルギー推進会議、この会議の中でさまざま検討する必要があるのではないかと、私はそう考えるわけです。昨年の9月の段階で、私はこのプランがあることを、正直わかりませんでした。でも、村はそういう情報をいち早く手に入れられるはずなんです。にもかかわらずやっていない、それが村の再生可能エネルギーに対する考え方だというふうに理解をしてよろしいんですか。お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 新エネルギービジョンに関しては、先ほど言われた小水力発電を含めたさまざまな可能性のある新エネルギーを検討するといったことで、そ

ういった、仮称ではございますが西郷村の新エネルギー推進会議を開いて、民間あるいは村民と一緒に考えていくというのが、この推進体制でございます。

先ほど言われました小規模水力発電、1,000キロから2,000キロといった水力発電については、相当の水量あるいは河川法等の関係もございますが、今まで村として水力発電について検討してきたのは、この策定、新エネルギービジョンを策定する中でも、その村の水路に設置できるマイクロ発電と言われているシステム、これらを検討してきた中で、非常に設置費用に対して出力が小さい、価格がまだまだ高いということで、検討はしてきてはいたのですが、今後こういった推進体制を立ち上げて、小規模水力も含めて検討すべきではないかと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま答弁をいただきましたけれども、これから検討をしていくというところでもございましたけれども、そういったもろもろのことを、やはり村はきちんと検証すべきだなと、そのために、先ほどの推進会議を立ち上げるべきだなと考えるわけであります。今、課長が答弁されましたけれども、出力が小さい旨、あとはその設置費用が高いと、売電価格のもろもろのお話もございました。そういったものを村として独自にこう計算されたなんていうことはございますか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 新エネルギービジョンを策定する中では、マイクロ水力発電、一応一番導入しやすい、既存の水路を利用して導入しやすいその新エネルギーということで、各水路の候補地を仮定しまして、設置費用等、あとは出力、これらを検討しております。ただ、小規模水力とかそういった大きな発電については検討はされておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。マイクロのほうで簡単に検討したという答弁だというふうに理解をいたします。

私、今回質問するに当たって、さまざまなところに問い合わせをかけたり、いろんな方からお話を聞きました。そしてさらには、村内の各水路、導水路等々見せていただきました。その中で、1つ単純に計算をしてみようと思って計算したものがございます。

これは10キロワット発電機での計算です。既存のコンクリート水路を利用して、いわゆる2メートルの落差があれば、あとはその水量にもよりますけれども、約2メートルの落差があればほぼ発電機は回せるのではないかというお話をいただきました。発電機を設置するに当たって水路の改修費用、発電機の手前に自動のごみ取り機も必要だと、要するにごみが詰まって発電機を壊さないように自動のごみ取り機があるそうなんですけれども、そのごみ取り機も設置もして、約2,500万円程度かかるのではないかというお話でした。現在の国と県での補助で、最大3分の1を利用するこ

とができますよというお話も聞きました。売電に関しては、10キロ発電機で、発電効率80%で計算したほうがいいですよということで、80%で計算をしてみました。時間当たり8キロワット、24時間で30日の5,760キロワット。5,760キロワットを買い取り価格の34円で計算をして、1か月19万5,000円。12か月、1年間で235万円。耐用年数の20年というのをメーカーのほうから伺ったものですから、20年と計算をしまして4,700万円ぐらい。これはまあ机上の計算になります。

こういったものを、村はより具体的に計算をすべきではなかったのかなと思うんです。そのことを先ほど私言ったように、なぜ検討されなかったんですか。その理由があったら、もう一度伺いますけれども、お示してください。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） ただいまの議員が質問された問いでございますが、村内の水路について、マイクロ水力発電システムの例が出ておりましたので、現実的にはそこまで検討していなかったということでございますので、これからその水路の利用、あるいはどんな場所ができるか、それらも含めて検討すべきではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。検討すべきではないかということで、これ以上やっても、恐らく同じ話がこう行ったり来たりになってしまうのかなというふうに思います。

そういった中で、最後に私、1点だけ付け加えますけれども、この再生可能エネルギーに対してさまざまな補助がございますよというお話をしました。その中で、再生可能エネルギー事業ネットという中で、ちょっと注目すべきものを見つけたものですから、お話したいと思います。

導入するに当たって調査をする必要が出てきますよね、今、課長が申されたように。導入するに当たっていわゆる補助もありますということが、今回わかりました。ちょっと簡単に読んでみます。

小水力発電事業は、事前調査に長期間を要するなど事業性評価にかかる費用が事業規模と比べて多額になる傾向があり、それゆえに事業化が進展していない状況が散見されます。このため、事業評価及びこれに必要な調査に要する費用に対して補助を行うことにより、小水力発電設備の導入促進を図り、あわせて個別の事業性評価を通じて、事業化に向けた課題を明らかにし、これを他の事業展開にも活用することができ、小水力発電の面倒な導入にも資することを目的とすると。

補助対象事業者としては、非営利民間団体及び地方公共団体。補助対象事業としまして、補助対象経費の2分の1以内、上限は5,000万円という形になっています。応募受付期間は、平成26年5月28日から26年8月29日金曜日の17時までが必着となっております。これが受付となっております。

こういうものを、うっかりしているとどんどん見逃していってしまうんですよ。正直言います。1次審査の受付が平成26年6月10日、終わってしまったんですよ。

1次が。2次の選考審査が平成26年7月31日まで、最終審査が平成26年8月29日まで。こうやって使えるものを、どんどん村は逃がしていつてしまっている可能性があるということをお願いいたしますよ。

ですから、昨年の9月も私ここで申し上げました。いつ幾日までにやるんですかというような話をしたような記憶がございます。そのときにも答弁で早急にやりたいというようなお話でした。やるんであればきちんとやるべきだと思いますよ。おやりになりますか、やらないんですか、そのことだけ伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 補助の関連も含めて、私の認識としては、行政あるいはそれ以外の団体がやる場合には、経産省のNEDOという外郭団体の補助があるかと思えますけれども、それを利用するためには、まず、その自治体で新エネルギービジョンを策定しなくてはならないということを伺って、それも含めてエネルギービジョンを策定するに至ったかと思えます。それで今後、こういった事業を導入するに当たっては、それらの補助を利用しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。明確な答弁がないんですよ。

ただ、先ほどから、再生可能エネルギーの中で、小規模水力発電に関しても、村はその実施の方向、方向付けとすればね、実施の方向でいきたいというお話なんですよ。それを調査するに当たって使えるものがございますよというのが、今のお話なんです。それに対してなぜ、そのでは方向で検討してみますというふうに素直にいけないのかなと思うんですよ。私が今やりたくないと言うのであれば、それはそれで結構ですけども、ただし、使えるものがあって使わないでそのまま流してしまうというのは果たしてどうなのかということ。だったら、最初からやらないのであれば、小規模水力もやりませんよと、西郷は太陽光発電だけで行きますよというのであれば、それだって結構だと思いますよ。ただ私は、特にその水力にこだわるわけではありませんけれども、いわゆるこの発電に関しては、ソーラーもそうです、風力もそうです、水力もそうです、この組み合わせが絶対必要だなというふうに思うんです。

今回なぜこの水力に着目したかというのは、太陽光は夜になってしまうと発電しない可能性もありますよね、発電しませんよね。水力であれば、水車が回っていれば24時間発電するんです。万が一の発電、災害が発生したときにも、水量を調整することによって水力発電を回せば、発電はできるわけです。

それと、付け加えになりますけれども、雷なんかが発生したときに、よく工業用水が停電でストップしたりしますよね。かなり企業でもこう迷惑をしている。そういった中で、いわゆる上水道、下水道にも、この小規模の水力発電をつけて電気を賄っているという自治体もございます。そういったこともさらに検討をして早急に対応すべきではないかと思えますけれども、最後にもう一度確認します。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 西郷村におきまして、この小水力発電の導入については、

水の問題も含めて、非常に西郷村は恵まれているのではないかと考えております。そういう面からも、私は、今はこの出力も少なくても非常にコスト面で課題もあるかと思えますけれども、導入すべき新エネルギーではないかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいまの企画財政課長の答弁をいただいて、理解をしたいと思います。

続いて質問の2点目といたしまして、教育行政についてでございます。

教育行政についての1点目といたしまして、奨学金制度について伺いますということでございます。この奨学金制度についても、私もこの場において3回目となります。

まずはじめに、平成25年、前年でこの西郷村においても奨学金制度が実施されました。その利用実績、個人名は特定されると困ってしまいますので、大枠で結構ですので、どのような実績だったのかお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 12番上田秀人議員の質問にお答えいたします。

奨学金制度の利用実績ということでございますが、経過をちょっと申し上げながら、含めてご答弁申し上げます。

西郷村の人材育成基金を活用した奨学金、家庭の事情や経済的な理由によりまして、進学、必要な方に入学一時金を貸与するというところで、この事業、今年度利用学生等に向けて昨年度から事業を開始したところでございます。

高等学校、高等専門学校等の年齢に当たる方、そういう方を、希望する生徒に30万円、大学短大専修学校等にこの必要とする方に50万円貸与するものでございます。募集人数はそれぞれ10名程度ということで予算のお願い等もしたところでございました。

募集期間を平成25年10月2日から10月25日までと定めて募集を行いまして、高等学校、高等専門学校等に3名、大学、短大、専修学校等の枠に9名の応募がございました。1月30日に開催されました、教育委員会定例会におきまして、貸与が認定されまして、3月13日付で決定通知を発送し、3月20日に各奨学生への指定の口座に交付をしたところでございました。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。実績について、今お示しをいただきました。高校関係ですと3名の方と、大学関係で9名の方が利用実績があられるということということで、この制度をつくるべきではないかということ、何年か前に、一番最初私申し上げて、その後もう一度申し上げて、実際に始まった段階で、合わせると12名の方が利用されたということ、何て言えばいいんですかね、実績とすればよかったのかなというふうに思えます。

ただし、できればこういうものは使っていただかないような経済状態になっていただきたいなと思えますけれども、なかなかそれは世の中難しいものだなというふう

思います。

今回、私もこのことについて、利用された方から、利用する前の段階でお話をいただいて、そして、さらに利用した後のいろいろないきさつもお話を伺いました。その中で、何人かの方からお話をいただいた中で、一様に話が出てくるのは、奨学資金の金額について。いわゆる高校関連で30万円、大学関連で50万円と、この金額についてもう少しできれば引き上げをしてほしいということのお話をいただきました。これはお話を伺った方、ほぼ全員から同じ内容だなというふうに考えております。

いろいろ調べてみますと、大学関連でいきますと、大学の授業料、入学料、あとは施設設備費など含めていくと、国立で今現在81万7,000円、これ2年前の数字ですね、失礼しました。2年前の数字で81万7,000円程度、公立で93万5,000円程度、私立大学の文系で114万9,000円程度、私立の理系で149万6,000円程度、私立の医科歯科大ですと466万4,000円ぐらいのお金が必要になってくるということでございます。

さらに高校関連でいきますと、公立ですと大体20万円程度かなというお話と伺いました。私立に関しては50万円以上かかってしまうよというお話を聞いております。

そういった中で、いわゆるこの奨学金の金額について、もう少し引き上げをすべきではないかというふうに考えますけれども、教育長のお考えはいかがでしょうか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

奨学金の貸与額のもう少し引き上げ、そういうことについては、どういうふうに思っているのかというおたかしであります。

先ほど申し上げましたように、額を30万円、50万円とそれぞれ設定して実施したところでございますが、額のことにつきましては、特に大学のほうで、やっぱり高等学校の校長先生に過日私、お会いしてこの話もしたんですが、やっぱりそういう点でなかなか、大学を目指す子どもさんたち、必要とする額、結構大きくなっているという話を確認をし合ったところでございました。そういうようなことを考えてこの必要額、さらに家庭での負担の大小それぞれちょっと違うわけですが、でも、額についてさらに拡充できればなおいいのではないかというお考え、私もある意味、そのように思っております。

ただ、この額を決定するときにも話がいろいろ出ましたが、返済のことなども考慮しながら、また人材育成基金を使わせていただいているということもありまして、始まりましたこの制度を、できれば相当年数続けたい。そしてやはり貸与をされた方々が、次の子どもさんたち、後輩ですね、そういう方たちのことも考えたり、いろいろしていただくことなども含めて、スタート時、このような額ということでスタートしましたので、しばらくこういう額をちょっとやってみて、さらに、どの方も拡大を望んでいますよということで今お話いただきましたので、そういうことなどもいろいろな場で協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。さまざまな場所で検討してみたいということで答弁をいただいたわけですが、私がお話を伺った方のほぼ全員の方が、引き上げを拡充をして欲しいというお答えでしたということでお話ししましたが、今、教育長言われたように、大学に進学された方のお話です。親子の会話を聞いていると、非常にもう何というのか、鬼気迫るものがありました。あなた国立か公立しかだめよと、それ以外はだめよと。それ以外は行けないんだから諦めなど、子どもに言っていた親もいました。非常に子どもはプレッシャーだと思いますよ。

そのお金の関係で、この制度を求めたときに私申し上げました。お金のあるなしで子どもたちがその進路を変える、そういうことは西郷の子どもらに絶対にあって欲しくないと思っているんですよ。ですから、この制度を強く求めてきた経緯もございませう。

そういった面で、やはり1回こう実績を積んでみて、1回やってみて、その内容が見えてきました。50万円ではやはりなかなか厳しいんですよ。しかしながら、今教育長が心配されるように、将来的なその手かせ足かせの部分もございませう。返済というものが出てきますから。

しかしながらまず、それを踏まえながらも、私はやはりこの額を引き上げをすべきではないか、このように考えますけれども、教育長、再度伺います、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

奨学金、必要があってお借りされている方々、利用されている方、望んでこういうふう申請をされて、そういうことでのこういう決定で実施されているわけでございませう。

今、奨学金、西郷村の行っておりますのは、先ほどもちょっと申し上げましたが、入り口の部分のことで村が何かできないかということでスタートをさせていただきませう。月々奨学金をお借りして、あるいは利用して、次の学府、大学あるいは高校そういうところに臨もうとしている方々、前にもちょっと申し上げましたが、国や県の、あるいはその他の奨学金が少しずつ拡充されています。そういう中で、利用も大学生は特に多く利用されていると思います。そういうことをあわせて、繰り返しもちよっと入りますが、返済額、返済期間等、そういうこともあって、どういうふう村の奨学金というのをつくって利用していただいたらいいのかを、いろいろ話し合ってきました。やはり、月々のものは国・県に、あるいはその他のところをお願いをする。村ができるのは、それでもなお一時必要とする、ご利用される、そういう方々に何かできないかということでの金額決定等でございませうし、村の財政規模などもよくにらみながらそういうことを図ったということでもございませうので、今お話しありましたように、やっぱりもうちょっと考えてやったほうがいいよというこのお考え、先ほども申し上げましたが、よくわかります。そのことを踏まえて、再度、先に進まない答



えになるかもしれませんが、そういうことで検討を続けさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。検討していくということで答弁をいただいたわけですが、入学するに当たって、やはり先ほど申しあげましたように、金額、お金の有無によって村の子どもたちが、その進みたい方向を変えることというのは、私は絶対にあってほしくないと思っています。ですから、そのことを強く申しあげて、検討させていただきたいなというふうに思います。

あとはこの時期についても、先ほど冒頭の答弁の中でお話をいただきました。昨年は平成25年10月2日から25日の間に受付をしたと。その後、1月30日に教育委員会を開いて検討し、3月13日に貸与の決定をし、3月20日に振り込みをしたというお話でしたけれども、この時期についても、やはり今回利用された保護者の方から、さまざまな意見をいただきました。というのは、大学が決まるのは早いところでは年内に決まる場所もあると。そういったときに、いわゆる入学金やいろいろなもろもろの諸費用の手続等もあるということで、その費用について活用したいのに、3月20日振り込んでいただいたのでは、その期間が非常に大変だということで、初年度なので、なかなかその期間に関しては難しいものがあったのではないんですかねというお話はしておきましたけれども、この期間を、私はもっともっと前倒しにすべきではないかなというふうに考えるわけであります。その件に関して教育長、どのようにお考えでしょうか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

実際に活用できる時期、非常に大事なことだというふうに思っています。特に西郷村で行っておりますこの奨学金は、入り口の部分で活用していただくという、そういう意図を持って始まったものですから、余計にそのことを感じています。ただ初年度であったこともありまして、昨年はこのようなことになりましたが、今後はこの時期について早めていく方向でいろいろ事務のほうとも合い議をして行ってまいりたいというふうに思っております。内定とか、そういう方法をとっていけば、時期を早める方策も考えつくのではないかなというふうに思われます。

ただこれは、あくまで目的あって、それで進路があつてのことでもありますので、内定はするが、例えばその条件が満たされないときには、早めていくとそういうことも生じてくるので、その辺のところをよく把握しながら、場合によっては内定の取り消し等も含める事務をしていく、あるいはしていかなければならない。そういうことになると思いますので、その辺のところもよく検討して、できるだけ利用していただきやすい、入り口の奨学金に見合った、そういう方法を行っていく、そういうことで進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時58分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。教育行政の最後の項目になります。

奨学金制度についてですけれども、奨学金制度における企業への協力要請について伺いますということでもありますけれども、この質問に関しても、以前に質問した内容だということでもあります。

先ほども質問の中で、高校関係で30万円、大学関係で50万円という金額が示されて、枠を広げるべきですよというお話をさせていただきました。その中で私も教育長も同じ考えだったんですけれども、いわゆるその子どもの将来的にわたって手かせ足かせになってしまう部分がありますよと、そこは注意しましょうよというお話は、私も同じなんです。

ただ、そこでもう一步私は踏み出すべきだというのは、前回お話ししたのが、今年の6月ですか、そのときに今、村内にある会社を訪問して、村内の会社のほうから、人材育成のほうの資金を協力をさせていただいてはどうかというお話をさせてもらいました。要するに、企業に協力させていただいて、原資を出していただいて、その返しにということではないんですけれども、この西郷村の優秀な子どもたちを、その村内の企業に就職をさせる。そしてその企業で3年間頑張れば、その借りたお金はもう返さなくてもいいですよと、そういうシステムをつくってはどうかというお話をさせていただきました。

そのときには答弁は村長がされたというふうに、私理解しているんですけれども、年末とかに村長が企業訪問されているということで、そのときに各会社を訪問してお話をさせていただくということで答弁をいただきました。それから会社を訪問等々されているというふうに思うんですけれども、その進捗状況というんですか、話の内容などをお示しをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この奨学金発足の背景からして、やはりこの今お話いろいろありますように、このよりよいほうへもっと行かなければならない、そのように思っております。

年始1月になりまして企業訪問いたします。これまでのことに加えて、この奨学金の話もしております。どのような進捗なのか。大体企業にはまず1番に景気の動向をお聞きする。2番目は従業員の待遇、なるべく長期といいますか、臨時等のそういったことではなくて、正規雇用をお願いしている。3つ目はいろいろ具体的に、この会社がお持ちの横のつながりの情報とかをお聞きしたりしております。

その中で、いつもといいますか、このごろ話をしますのは、やっぱりアメリカとの

違いですね。日本は世界的にこれは同じなのでしょうけれども、やっぱり親の一番の問題、課題は子育てです。子育てをして次の時代へ跡取りをちゃんとしていきたい、次男、三男にも家庭を持って立派に生きてもらいたいといったときに、この教育をどうしていくか。なかなか今の世の中、そうっていないという問題がいっぱいありますが、そうしたときに、アメリカはやっぱりこの奨学金制度は、ある新聞に出ていました、7割は日本人は親のすねかじりだと、大学に進む場合は。アメリカは7割は奨学金だと、このぐらいの話があります。そうしたときに、学校の入学制度も違いますが、アメリカは入るのはなかなかこの日本よりは易しい。しかし、なかなか卒業できないといったこととかいろいろあって、もう一つはやっぱりこの返さなくてもいいといった、こういった奨学金もあるというふうに聞いております。

結局その子どもの向学心といったものが、どのようにこのみんなで助けるべきといますか、それをバックアップすべき人材なのかと。みんながそうなればいいわけですが、しかし、そういったことを考えますときに、今お話されているように原資、あるいは始まったら10年はやめられないと思って、私も施策は考えておりますが、そうしたときにもう少しバックアップすべきである、額を上げるべきだ、いろいろあります。あしなが奨学金、日本育英会、3年ぐらい前に月10万円から12万円、20%アップいたしましたね。ああいったこともいろいろこの背景には考えとしてあるらしい。一つはリーマンショック以降、社会情勢がそれを許さない、悪い方向に行っている。あるいはこの自治体もいろいろ国家の部分等、それに上乘せする新たな歩み出しをしている。今回そういった意味もあって始まったわけですが、やっぱり企業が、アメリカは有名な話があります。ビル・ゲイツさんが大規模なことということがあって、社会としてそういったことはやっぱり、個人よりも社会の風潮として、子どもを、あるいは教育をすべきではないかといった気分があるというふうに聞いております。

我が西郷においても、そういった方向になっていけばいいなというふうに私も思っております。そういった場合はというようになりますと、社会的風潮と同時に、税を納める以外にも、やっぱり社会貢献としてそういったことができないかといったことが、やっぱり今後の一つの生涯学習というか、社会が人材を育てる、そういった意味での一つの方向ではないかというふうに思っているからであります。皆様、いい話である、当然のことです。ただ、この現実なかなかそう簡単ではないらしい。ただそういった動きが出ている、あるいはそういったことも知っているというのは、大体この経営に携わる方々は、やっぱり同じ考えを持っておられます。丹羽宇一郎さんの、前の中国大使になる前の話でも、やっぱり人材の話を一っぱいされておりました。そういったこともやっぱり経済団体としてもやるべきではないかといった、この寄附といますか、それもあるやに聞いております。私もそういったことは本当に今後の、寄附というか、気分としても、この日本はそういった方向に行くべきである。

我が西郷においてもそういった方々がいっぱい出てくればいいと、そういった気持ちでこの訴えるといいますか、お願いするとか、そういった情報をつないでいく、

そういったことにしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私は今、会社訪問をしたときにお話をさせていただいて、どのような状況ですかということで伺ったつもりなんです。

今アメリカの話が出ましたけれども、いわゆるその日本国とアメリカというのは国民性の違いというのが大きくあると思いますよね。アメリカというのは、本当にアメリカンドリームとか、可能性があればもう個人で本当に夢をつかめる、億万長者にもなっていけるという話もいろいろ聞きますよね。そういった中で、その個人を企業に売り込んでいく、そのパワーというのはもうアメリカというのは、もうものすごいものがあるなというふうに思うんですよ。しかしながら、では日本人はどうなのと考えたときに、そこまでの自分を売り込むという力をまだまだ持っていないのではないかなと思いますよ。特にこの西郷村の子どもさんたち見ているとね、本当にこう素朴でいい子たちばかりなんで、なかなかこう自分をアピールして企業にこう売り込んでいくというのはなかなか難しいのではないかなと思いますよ。

そういった中で、今、話の中にありましたけれども、いわゆる企業の社会貢献という部分ですよ。その部分には、村として行政庁のトップとして訴えるべきですよというお話を、前回させてもらったつもりなんですよ。企業に社会貢献をしていただく、そのために、まあいろんなことがあるかと思いますが、西郷村のその優秀な子どもたちを育てるために、では企業として応援をしていただけませんかというお話をすべきだというふうに、私申し上げたつもりなんです。

しかしながら、今の答弁を聞いていると、まだそこに至っていないのかなというふうにしかとれないんですよ。ですから、そのことをきちんと私はやってみるべきだと思うんです。

それに対して、執行部だけに私求めるつもりはございません。必要であれば我々議会もやはり一丸となってやるべきだというふうに思いますよ。それがいわゆる村づくりであり、子どもたちの将来をつくっていくものだというふうに思っています。今そのことに踏み出さなければ、本当に、この先、そのお金によって泣いてしまう子どもが、進路を変えざるを得ない子どもが出てきてしまうのではないかと、大変そのことを心配しているんです。これを1年送り、2年送りしてしまっただけで本当にいいのか。決して私はよくないと思う。今やれること全てをやりましょう。そのことを今私は求めているんです。

そしてさらに企業貢献というお話で企業に協力を求めてどうですかというお話をしましたけれども、貢献ばかりではなくて、では、村独自に協力をさせていただいた会社に対して、例えばふるさと納税方式で、納税していただいた方には村の特産品を贈るとかって、新聞にも出ていましたよね。湯川村でお米を贈るとかと今日の新聞か、出ていましたよね。そういったことも可能性としてあるのではないですか。人材育成のために協力していただいた会社に、では村の特産品を何か差し上げるとか、もしくは税的な何かを考えると、いろんなことをこうできるのではないかなと思うんです。

村は今、企業を誘致するに当たって、工業用水道とか用地とか、いろんなものを村はいろいろ負担してやってきているわけです。そういったものの見返りを求めるわけではないんですけれども、その企業をさらに大きくしてもらい、伸びてもらうために、村のこの優秀な子どもたちを、村の企業にも参加をしていただいて育てていく、そのことをやるべきではないかというふうに思って、村長の考えをもう一度伺います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今、ふるさと納税とか何か出ましたよね。世の中はいろいろこうやり方というのが出てくるものだと。人の善意といいますか、今みたいな話の中身は、やっぱりその人が本気になっていろいろ考えて出てくるものだろうというふうに思います。そのための条件づくりとか、いろんな情報をつないだりということをしたり、それはもちろんやっていくし、これからもやっていきたいと思っております。

どのようにやるかですが、今言われたように、お互いこのパートナーとしてこの会社が発展していく、そういった村の人材も雇える、そういったことになるのは本当に望みであります。やっぱりそうしますと、この全体の景気とか、あるいは今の経営の状況、現在は気分的に、まだ景気が回復しているというふうにはなかなか感じられないというのが多いわけでありまして。

しかしながら、村民として村内にある企業として、そういった考えについては非常に熱い気持ちを持っている、そういうことは確認しているところであります。ただ具体的にまたこの採用の、そこにうまく結びつくかということについては、まだまだそう簡単ではないという部分もあります。この今の考え方、それからそういった条件づくりといったものについては、全員といいますか、本当に高度なとか、このすばらしいお考えの人が増えていくことによって、少しずつ実現してくるのではないかと、私も期待しております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今の答弁では全然わからないです、正直。

私が言っているのは、今すぐ結果が出なくても、今その思いをきちんと村内の会社にぶつけていくべきではないんですかと言っているんです。それが、今この西郷村の政治に携わる者の一つの責任ではないかなというふうに思うんです。

もう一つ付け加えれば、今企業は、あの東日本大震災以降、原発事故以降、企業イメージアップを今一生懸命図ろうとしています。そこに付け入るというわけではないんです。そういった面で、企業にもきちんとお願いをすれば理解をしてくれる会社は必ずあるというふうに、私は信じています。私は1人でもそのことをやっていきたいというふうに思います。ですから、執行部においても行政庁のトップとして、きちんとやっていただきたい。このことを申しつけて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいまのその村長答弁を聞いていますと、村長は質問者のそ

の質問に対してきちっと答えていないんですよ。それを答えさせるのは議長の職責ではないですか、これは。それで、村長が答弁すべきものをしなかったり、そしてそのところで間をつくって、そこでもって逃げ口上を出してくるということ、こんなことは許せませんよ、これは。議長、きちんと、議長も聞いているんでしょう。聞いていたのならば、質問者に対してのきちっとした答弁をさせてくださいよ。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君より議事進行についての発言がございました。

ただいまの発言のように、議長としてもしてきたつもりではおりますけれども、さらに、ただいまのご意見に、趣旨に合うようなことで、今後やってまいりたいというふうに思いますので、ご了解ください。

12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第3、3番南館かつえ君の一般質問を許します。3番南館かつえ君。

◇3番 南館かつえ君

1. 障がい者支援について
2. 子育て支援対策について
3. 教育行政について

○3番（南館かつえ君） 3番、通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

1つ目として、障がい者支援について。はじめに、ヘルプカードの導入について伺います。

どこの市町村にも、障害を持った方々がいらっしゃいます。健康なときはわからなくても、自分が病気になったりけがをしたりすると、思いどおりにいなくて、周りに当たったり外に出ることが嫌になったりすることもあると思います。

また、いざというときに体が動かない場合に、人の手をかりなければならぬこともあります。

私たちは震災を経験しています。今後その経験を生かし、助け合いの気持ち、自分がではなく皆で支え合う、このことが大切だと思います。障害者の方々に対しては、行政のほうでもさまざまな支援の情報提供など取り組んでいただいていると思います。

そこで、障害者の支援のためにヘルプカードの取り組みをしていただきたいと思います。ヘルプカードとは、障害者や難病を抱えた人が必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害地などの困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするためのものだと思います。

詳しく説明いたしますと、このヘルプカードは、コミュニケーションに困難のある障害者が、希望する支援内容や連絡先などをあらかじめカードに記入しておき、携帯するものだと思います。本人が持ち歩くことで、緊急災害時に周囲が支援しやすい環境を整えることが狙いで、特に視覚障害者や知的障害など、一見して障害があるとわからない人のために、とても有効だと思います。日常的な不安を取り除く効果があるとも言われております。現在実施している自治体の利用者からは、自分のことが伝えやすくなった、安心して行動できるといった声が寄せられているそうでございます。これは、障害者支援にとっても役立つ取り組みだと思います。

村としても、障害者の理解を深め、つながりのある地域づくりを目指すためにも、ヘルプカードの導入をぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 3番南館議員の一般質問にお答えいたします。

ヘルプカードの導入についてでございます。

おただしのおり、障害をお持ちの方、なかなかこの意思を明らかにする、対外的にどうアピールしていくかということにつきましては、非常にちゅうちょをされたり、いろいろお話のようなこともあったと思います。今般ご指摘のように、このヘルプカード、東京都でやっております。この効果として本人の安心、これはやったほうがいいということが確かめられたそうでありまして。2番目は、家族とか支援者、もちろん

これで少しは気が楽になると。それから3つ目は、この情報が伝わる、あるいはこの理解の促進、そういった付随的な言葉も出てまいりましたので、これまで小さな親切運動、ア・リトル・アクト・オブ・カインドネスというのがありました。あれを前にいきますと、今言われていることと合致するのかなというふうに思っております。

東京都の保健局のほうでも、やっぱりこの始まりは今のようないことからスタートして、既に都の補助金を出しているということをお聞きしておりますので、我が西郷におきましても、おただしのとおり、この導入について検討していきますというふうにしたいと思います。

今後いろいろマイナンバー制度の問題とか、個人の情報で、直ちにわかる方法が、また次の段階として出てくるようでもあります。それとの連携もございしますが、当面、このひとり立ちしてまちに出てくる人、表に出てくる人につきましては、なかなか識別困難な部分がありますので、今のこのご指摘の部分については少し早くしたほうがいいのではないかとこのように思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） ありがとうございます。今、村長からも東京都の例を挙げただけでしたが、その東京都では、平成24年10月末に標準様式を決めたガイドラインを区市町村に向けて策定いたしました。この様式に基づいてヘルプカードを作成する自治体には、平成26年度まで年間250万円を限度とするカード作成のための補助金を交付しているそうです。とても意義のあることだと思います。

西郷村でも、マイナンバー制度もありますが、特に障害者対策としてヘルプカード、東京都のヘルプカードを参考に、ぜひ村独自のカードを作成して、障害者の支援に役立てるように取り組んでいただきたいと思っておりますので、この件も含めて再度お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ヘルプカードについては、1つのマークがあるらしいということで、東京都の話では貸してもいいですよ、お使いになってもいいという話もございします。やはりこの周辺の方々が気を使うということになりますれば、やっぱりこの障害者のお持ちの方の負担、あるいはご家族の負担といったものを軽減されるのであれば、これを早くやるべきではないかとこのように思っております。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 障害者が安心して暮らせるまちづくりを目指し、取り組んでいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお伺いいたします。

次に、2つ目といたしまして、子育て支援対策について伺います。

1点目、「子ども・子育て支援、関連三法」に伴うニーズ調査の結果についてお伺いいたします。

平成24年12月の定例議会で質問をさせていただきました。そのときに、ニーズ調査のための予算を確保するとのことでした。そして、平成25年から26年にかけて、ニーズ調査を行うことになっていました。実施していただいたと思っております。いよ



いよ来年、平成27年度、本格的にスタートいたします。

そこで、ニーズ調査はどんな内容で実施したのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 質問の第2、子育て支援について。この子ども・子育て支援計画策定の前段、ニーズ調査についてお答えをいたします。

村では就学前児童保護者、小学生児童保護者をそれぞれ600人ずつ抽出し、対象者の方に、今年1月中旬から郵送等により調査票を配布して、2月中旬までの提出をお願いしたところでございます。その結果、就学前児童保護者312人、小学生児童保護者297人から回答をいただきました。

調査の内容でございますが、国が、子ども・子育て支援計画策定の資料とする量の見込みを推計するために、調査必須項目とした、児童と家庭の状況に関すること、保護者の就労時間や就労状況に関すること、児童教育保育事業地域子育て支援事業の利用状況や利用希望等に関する質問事項のほか、計画策定に必要な質問事項、さらには独自の放射能対策や村づくり等の質問事項を設け、村がより子育てしやすい村になるために何が必要と思われるか等、より身近で具体的なニーズを反映できる質問内容といたしました。

この結果につきましては、現在集計が終了し、子ども・子育て支援計画策定のため、結果についての分析等を行っているところでございます。

子ども・子育て支援計画につきましては、この調査結果等を参考にして、子ども・子育て会議で内容の検討を行い、今年度末までに計画を策定する予定でございます。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 大変な仕事をしていただき、本当にありがとうございます。職員の皆様に敬意を表したいと思っております。それで、この住民の声が届くように取り組んでいただきたいと思います。

そして、今回の議案にもあります、今、村長からもお話がありました、子ども・子育て会議のメンバーが決まりましたら、今回のニーズ調査の結果を参考に対応をしていただきたいと思います。そして、本格的なスタートに向けて、行政のほうもこの対応に追われることとなりますが、大切な事業なので、職員を増やし、しっかりと取り組みをしていただきたいと思います。

福祉課ではベテラン職員さんもやめて人手不足ということも聞いております。住民に迷惑がかからないように対応していただきたいと思います。そこで、職員を増やす考えがあるかどうかお聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 職員の採用計画がありますのでということですが、それは内輪の話であります。ご指摘のように、いろいろご迷惑がかかったりといった支障が来るといことはまずいことですので、十分に対応できますように一丸となって頑張っていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） どうかしっかりした対応を、よろしく願いいたします。

それでは、次に2点目といたしまして、公園の設置についてお伺いいたします。

村内の、間ノ原、そして米行政区には、最近新築した家が多く見られます。子どもたちも増え、米小学校も児童・生徒が増加している状況でございます。

この地域に住んでいるご家族の方からは、子どもたちを遊ばせる場所がないとの声があります。眉山団地の敷地にはありますが、古くて草が生えていて遊びにくいし、団地の人しか使えないのかと思っていましたとのことでした。

そこで、人口も増えているこの地域に、子どもたちを遊ばせる児童公園を設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のように、この公園設置の要望が出ていることを承知しております。近年、お話のように新築住宅が目立っておりますが、特にご指摘のように米、間ノ原地区での新築件数の多さが目立っているところでございます。

行政区別人口統計表によりますと、平成24年5月末の米・間ノ原行政区を合わせた世帯数628でございましたが、平成25年5月には650、平成26年5月には674世帯、3%伸びているところでございます。

この立地といいますか、建物が建つ条件等がいろいろありますが、ご指摘のとおりこれだけ増えてきますと、子育てしやすい、先ほどの調査結果の中にも数値としても6割ぐらい、公園はつくっていただきたいということもありまして、条件整備はしなければならぬというふうに思っております。

周りには児童館、学校、あるいは児童館、そういったところもございまして、いろいろこのご指摘の点を受けまして、いろいろ調査結果も見まして、用地等を踏まえて、この公園整備に邁進してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） よろしく願いいたします。

もし、設置する場合には、できれば遊具は子どもたちがけがをしないように木材を使ったり、または、体力をつけるためにアスレチックもできるような遊具も設置していただければと思います。子どもたちも喜んで遊びに来ると思いますので、再度この件もあわせてご検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘の木材の件につきましては、県産品の使用といったことと、軌を一にする方向がございまして、この使用について検討させていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 西郷村の子どもたちが生き生きと生活できるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では最後に、3つ目といたしまして、教育行政についてお伺いいたします。CAP

(キャプ) プログラムについてのお伺いでございます。

毎日のように、子どもたちの被害が報道されております。自分を守るために何ができるのか、とても考えさせられる出来事ばかりでございます。

そこで、このCAPプログラムなんですけど、平成20年9月議会でも質問いたしました。改めて内容を紹介いたします。

このCAPは、子どもへの暴力防止のための取り組みでございます。子どもたちが、いじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といったさまざまな暴力から自分を守るための人権教育プログラムでございます。就学前、小学生、中学生、障害のある子、児童養護施設の子どもたちに、それぞれ発達段階にふさわしい寸劇、歌、人形劇、討論などを盛り込んで、子どもたちを怖がらせることなく、暴力防止の具体的対処法を教えます。

従来の、何々してはいけません式の危険回避の方法とは根本的に異なり、何々することができるよと、身を守るための行動の選択肢を広げ、練習いたします。安心、自信、自由の人権を子どもたちに繰り返し伝えることで、全ての子どもたちが本来持っている生きる力を引き出すプログラムでございます。専門の方が来て教えていただけます。

新年度になり、子どもたちも学校に慣れ、友達もでき、好きな人や嫌いな人もいると思います。いろいろな問題も出てくるかもしれません。

前回の質問では、このプログラムを1回は実施していましたと記憶しています。そこで、再度このプログラムを、小・中学校で実施してはどうか、お伺いいたします。

○議長(鈴木宏始君) 教育長、加藤征男君。

○教育長(加藤征男君) 南館かつえ議員のご質問にお答えいたします。

CAPプログラムの実施についてでございます。

お話ありましたように、平成20年9月議会で、このことについてのご質問をいただいております。当時村内では、米小学校で、ほかの課との連携事業の中でこのことを行っておりましたので、そのようにお答えをしたところでございます。その後、校長先生方とも、なお協議をしながら、できるならばということでお答えをしたというふうに思っております。

その後のことでございますが、実際今回ご質問いただきまして、学校等にも問い合わせをしましたら、結果、実際には続いていなかったということも判明をいたしております。この間、西郷村では人権教育に取り組んでおりましたので、その中身を人権教育のほうで大きく、私ども、そして学校で取り組んでおりましたので、そのようなことであったかというふうにも思っております。

そこで、小・中学校でワークショップを入れながら取り組んでみてはどうかと。具体的に大変いい効果もありますよということでもありますので、ぜひ、平成24年、25年と、私ども人権教育に村全体で集中的に取り組ましましたので、今年度以降、そのことが一応取り組みとしての終了をしておりますので、このCAPプログラムを改めて理解をしていただきながら、そのよさに気づき、勉強した上で、どのように取り組んでいけばいいのか、具体的な取り組みについて進めてまいりたいというふうに思

っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） ありがとうございます。

西郷村ではいじめ、暴力は少ないかもしれませんが、いざというときに、あのときCAPで教えてもらったことを思い出し、いじめられたら大きな声で叫ぶことができます。そうすれば周りが気づいてくれます。もし、暴力を振るわれたら対処法も教えてくれます。それは、その子の人生を変える大きな出来事になります。そして、このプログラムの終了後には、子どもたちの相談にも乗ります。そこでいじめがあった事例も見つかる場合もあるそうです。できれば、子どもたちには1回は体験してもらいたいプログラムですので、ぜひよろしく願いいたします。

具体的にはこれからだと伺いましたが、きちんといろいろな意見を聞きながら進めていただきたいと思います。また、教職員ワークショップや保護者ワークショップもあるそうです。同時には難しいですが、段階を経て取り組んでいただきたいと思いますが、この件に関してもいかがでしょうかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

今回のご質問もありまして、改めて、私もいろいろ資料を見ながら勉強させていただきました。CAPプログラムの一番の利点というのでしょうか、は、子どもたちが具体的に力として学ぶことができるという点かと思っております。

西郷村の中でもそうですが、何をしたらとかそういうことではなくて、結局は姿と力ということを大事にしていきましょと、常々先生方と話しております。そういうことからしましても、この力という点で大変ありがたい提案でもあるので、ぜひというふうに思っております。

まずは子どもたちに。そして、そのことを見守り育ていただくのが、結局、先生方と、それから保護者の皆さんを含めた地域の皆さんでありますので、その方々のワークショップの機会なども、できればつくってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 大変ありがとうございます。

子どもたちをみんなで守るために、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君の一般質問は終わりました。

#### ◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで議案1件が追加提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。  
(午後1時38分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。  
(午後1時40分)

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。  
(「なし」という声あり)

◎追加議案の上程（議案第59号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました議案1件につきましては、日程第1の次に追加日程第1、議案第59号とすることにご異議ありませんか。  
(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。  
それでは、追加日程第1、議案第59号を上程いたします。  
職員に議案を朗読させます。議会事務局長。  
(事務局長、議案書により朗読)

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明・議案内容の細部説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第59号に対する提案理由の説明を求めます。  
村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日、追加提案いたしました議案は、議案第59号「福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）平成26年度施工西郷村甲子高原こども運動広場新設工事請負契約について」でございます。

本議案は、入札に付した、福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）平成26年度施工西郷村甲子高原こども運動広場新設工事請負契約の締結につき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。  
(建設課長、議案書により細部説明)

○議長（鈴木宏始君） 提案理由と細部説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程は全て終了しました。  
明日6月17日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。  
本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後1時45分)

